

所管部課	総務部職員課	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する				
	規則について	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由</p> <p>①令和4年10月1日から東京都最低賃金が時間額1,072円に引き上げられたことに伴い、一般事務等の会計年度任用職員の時間額の改正を行う。</p> <p>②令和4年10月1日から東京都市町村職員共済組合に短期組合員として会計年度任用職員が加入することに伴い、東京都市町村職員共済組合が実施する福祉事業のうち貯金積立等について、報酬・期末手当から控除できるようにするための改正を行う。</p> <p>(2) 主な改正内容</p> <p>①介助員、文書交換業務員、施設等営繕業務員、プール指導員、学習支援員、一般事務、臨時保育補助員、児童館業務員（その他）、図書館勤務員及びスクール・サポート・スタッフについて時間額を30円引き上げ、「1,050円」から「1,080円」に改める。</p> <p>②貯金積立、貸付の償還金、遺族共済附加事業の保険料を報酬・期末手当から控除できるように改める。</p> <p>(3) 施行日 令和4年10月1日</p> <p>(4) 影響及び効果 会計年度任用職員の報酬について適切に運用を図ることができる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 文書課による事前審査済</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。